

令和2年4月1日より覚醒剤原料の取扱いが変わりました!

医療用麻薬と医薬品覚醒剤原料の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法が改正されました。

1. 患者さんが、病院・薬局等から交付を受けた医薬品覚醒剤原料を返却することが可能になりました。
2. 病院・薬局等では、医薬品覚醒剤原料の帳簿が義務化されました。
3. 許可を受ければ、自己の疾病の治療目的で携帯して出入国することが可能になりました。

※ 改正に伴い、覚醒剤取締法（以下、法といいます）中の「覚せい剤」等の表記が「覚醒剤」等に改められています。

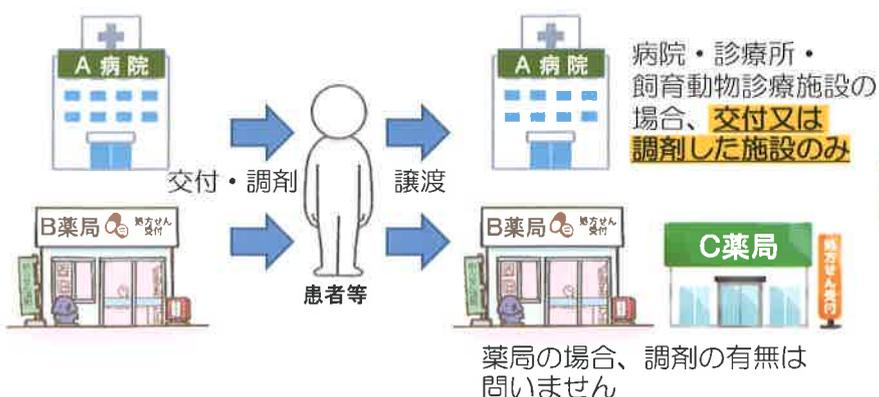


©2014 大阪府もずやん

1. 交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料の返却（譲渡）、廃棄

（法第30条の7第13号、第30条の9第1項第6号、第30条の9第2項、第30条の13、第30条の14第2項、第30条の14第3項関係）

- 患者さん又はその相続人等は不要となった医薬品覚醒剤原料を薬局又はそれを交付した病院・診療所・飼育動物診療施設に譲渡することができます。
- 譲り受けた薬局又は病院・診療所はその旨を都道府県に届け出た後に廃棄し、さらに廃棄の届出を行う必要があります。



- ①譲受後、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出
- ②譲渡された医薬品覚醒剤原料を廃棄
- ③廃棄後、30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出

陳旧品等により使用できなくなった医薬品覚醒剤原料の廃棄は、これまで同様、**届出と監視員の立会が必要**です。

2. 帳簿の義務化

（法第30条の17第3項、第30条の17第4項関係）

- 病院・薬局等において、医薬品覚醒剤原料に係る帳簿を備え、以下の事項を記録する必要があります。
 - ① 譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
 - ② 廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
 - ③ 施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
 - ④ 譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
 - ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）
- 帳簿の記載例について、詳しくは裏面をご参照ください。
- 帳簿は最終の記入をした日から2年間保存してください。



3. 自己の疾病治療の目的での携帯出入国

（法第30条の6関係）

- 医薬品覚醒剤原料を服用中の患者さんが、旅行等で海外へ持っていく場合又は海外から日本へ持ち込む場合には、事前に厚生労働大臣の許可が必要です。
- 詳細は、近畿厚生局のホームページをご確認ください。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/mayaku_torishimari/kaigai.html



帳簿の記載例

品名	XXX錠Ymg			単位	錠	
年月日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考		
R2	4	1		11	前帳簿から繰越 製造番号：AA-12345	
R2	4	11	100	111	□□株式会社から購入 製造番号：BB-54321 R2.4.12到着	
R2	4	13	(7)	111	▽▽▽▽から返納 R2.4.15交付又は調剤済みの覚醒剤原料譲受届出書提出 R2.4.17廃棄 立会者署名 R2.4.22交付又は調剤済みの覚醒剤原料廃棄届提出	
R2	4	22		11	100	覚醒剤原料廃棄届により廃棄 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">立会人 覚醒剤監視員●●●●●印</div>
R2	5	3		21	79	▲▲▲▲に処方
R2	5	17		2	77	製造番号：BB-54321 試験検査のため覚醒剤原料研究者 △△△△に譲渡 令和2年5月15日付■厚麻発0515第1号覚醒剤原料譲渡許可書
R2	6	8		10	67	所在不明 R2.6.8事故届提出 R2.6.8〇〇警察署届出

- ① 譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
※譲り受けた日は譲渡証に記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入してください。また、備考欄に製造番号を記入してください。
- ② 廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
(A) 患者等から譲渡された交付済みの医薬品である医薬品覚醒剤原料は再利用せず廃棄します。
(B) 陳旧品等により使用できなくなった医薬品覚醒剤原料は、あらかじめ届け出た上で覚醒剤監視員立会の元、廃棄してください。(下記窓口にて対応しています。)
※覚醒剤原料廃棄届、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届の届出日を記載してください。
- ③ 施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ④ 譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日
※覚醒剤原料事故届出書の届出日を備考欄に記載してください。

大阪府ホームページに取扱いの手引きや申請・届出様式を掲載しています。
病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等で業務に従事される方は参考にしてください。
その他、ご不明な点は下記窓口へお問合せください。

覚醒剤原料取扱いの手引き 掲載ページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/makoutori/index.html>



覚醒剤原料取扱者関係 申請・届出様式等
<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=21002>



窓 口	電話番号
健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ	06-6941-9078
茨木保健所生活衛生室薬事課	072-620-6706
茨木保健所生活衛生室薬事課分室（四條畷保健所内）	072-878-4480
藤井寺保健所生活衛生室薬事課	072-952-6165
泉佐野保健所生活衛生室薬事課	072-464-9681